



まちの出来事

文化・スポーツ功労表彰式



左から矢内さん、柴野さん、国定赤城神社獅子舞保存会会長の根岸さん、臂市長、境アコーディオンサークルの茂木さん、川島さん

12月19日、市役所で文化・スポーツ功労表彰式が行われました。受賞者には、それぞれの功績をたたえ、臂市長から賞状と記念品が贈られました。

インスタキャンペーン 選出された20作品を展示



作品を鑑賞する来場者

12月23日から27日にかけて、市役所東館1階市民ホールでインスタキャンペーンで投稿された多くの作品の中から選出した20作品を展示する写真展を開催しました。

いせさき初市・上州焼き饅祭



豪快にみそだれを塗る観光特使ひまわり



会場には大小さまざまな縁起だるまが並びました

1月11日、本町通りを会場に新春恒例の「いせさき初市」が開催されました。会場は「福」を求める多くの人でにぎわいました。伊勢崎神社(本町)では、初市に合わせて「上州焼き饅祭」が行われました。大申まんじゅうにみそだれが塗られると会場は香ばしい匂いに包まれ、焼きあがったまんじゅうは福分けとして訪れた人たちに振る舞われました。

災害時の支援に関する協定を締結しました

☎ 安心安全課(☎27-2706)

災害時における被災者支援活動に関する協定

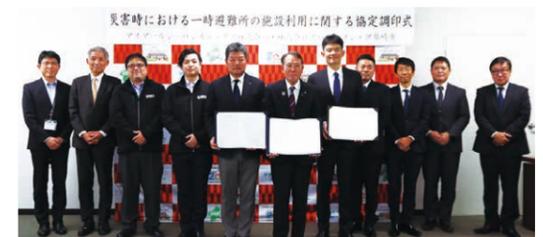
市内で災害が発生した場合に、被災者への無料法律相談や情報提供業務など、被災者支援活動体制の確保を図ることを目的として、群馬弁護士会と協定を締結しました。



協定を締結した群馬弁護士会の代表者と臂市長

災害時における一時避難所の施設利用に関する協定

市内で災害が発生または発生する恐れがある場合に、アイアールジーロジスティクス(株)と(株)スパサンフジが管理・運営する施設の一部を一時避難所として利用することなどを定めた協定を締結しました。



協定を締結した会社の代表者と臂市長

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴 教育委員会総務課(☎27-2785)

時 2月13日(木)午前10時開始
場 市役所北館4階会議室
定 7人(先着順)
申 当日午前9時30分から9時50分までに直接会場へ

人権擁護委員を紹介します 人権課(☎27-2730)

1月1日付で、法務大臣から次の3人が人権擁護委員に委嘱され、再任・就任しました。

- 中島啓元さん
- 鈴木邦治さん
- 大沢成基さん

国民年金保険料の納付を忘れずに 納付方法と前納制度

年金医療課(☎27-2741)

国民年金保険料は納付期限内に納めましょう。

【納付書で納付】

日本年金機構から郵送される納付書を使って、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリで納めてください。

【口座振替で納付】

預貯金通帳、通帳の届け出印、基

礎年金番号が分かる物(年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など)を持って、金融機関または前橋年金事務所手続きをしてください。

【クレジットカードで納付】

クレジットカード、基礎年金番号が分かる物(年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など)を持って前橋年金事務所手続きをしてください。

国民年金には、これからの保険料を一定期間分まとめて納めると保険料が割引になる「前納制度」があります。

【納付書で前納】

4月に日本年金機構から郵送される1年前納・6カ月前納用の割引された納付書を使って納付書に記載された納付期限までに納めてください。申し出により希望する月数分(最大2年)の前納もできます。

【口座振替で前納】

2年前納・1年前納・6カ月前納・早割があります。ほかの納付方法より割引率が高くなります。

【クレジットカードで前納】

2年前納・1年前納・6カ月前納があります。割引率は納付書での前納と同じです。
※口座振替・クレジットカードでの

休日の窓口業務の休止

☎ 市民課(☎27-2727)

システムの入替のため、行政センターを含む全ての窓口業務を休止します。

※窓口業務の休止期間中でも、出生、死亡、婚姻などの戸籍に関する届け出は、市役所本館1階当直室で24時間、各支所では午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています

休止期間 2月8日(土)・9日(日)

休止する窓口など 本庁市民課日曜窓口、各支所市民サービス課土曜窓口、いせさきガーデンズ行政センター・スマーク伊勢崎行政センター

休止する手続き 転入や転出・転居などの住所異動に関する手続き、マイナンバーカードに関する手続き、印鑑登録、住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本・身分証明書などの各種証明書の交付、パスポートの交付、年金現況届の証明など

前納で4月からの前納を希望する場合は、2月末までに手続きをしてください

☎ 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027-2311719)

簡易専用水道の届け出と検査

環境政策課(☎27-2733)

簡易専用水道とは、集合住宅や事業所、店舗などに設置された水道の水道だけを水源とする水道のうち、水をためるための受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものを指します。

簡易専用水道は、法令により設置

者が衛生的に管理することが義務付けられています。設置者は市への届け出のほか、登録を受けた検査機関による検査を、定期的に年1回以上受け、結果を市に報告する必要があります。届け出、検査結果の報告の様式は市HPからダウンロードできます。



▲市HP

